

技術者有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当 ※指定学科卒業+実務経験（3年又は5年）
 「4」…法第7条第2号ロ該当 ※実務経験10年以上
 「7」…法第7条第2号ハ該当 ※国家資格者等

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0A	法第7条第2号 イ 該当（経過措置用）*6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号 ロ 該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0B	法第7条第2号 ロ 該当（経過措置用）*6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業 「技術検定」 書	11 一級 建設機械施工技士	7				7							7																	
	1A 一級 建設機械施工技士【附則第4条該当】*6	7				7							7																7	
	12 二級 建設機械施工技士（第1種～第6種）	7				7							7																	
	1B 二級 建設機械施工技士（第1種～第6種）【附則第4条該当】*6	7				7							7																7	
	13 一級 土木施工管理技士 *4	7				7	7				7	7	7			7											7		7	
	1C 一級 土木施工管理技士【附則第4条該当】*6	7				7	7				7	7	7			7											7		7	
	14 二級 土木施工管理技士（土木） *4	7				7	7				7	7	7														7		7	
	1D 二級 土木施工管理技士（土木）【附則第4条該当】*6	7				7	7				7	7	7														7		7	
	15 二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）																	7												
	16 二級 土木施工管理技士（薬液注入）							7																						
	1E 二級 土木施工管理技士（薬液注入）【附則第4条該当】*6							7																						7
	20 一級 建築施工管理技士 *4		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7			7			7		7
	2A 一級 建築施工管理技士【附則第4条該当】*6		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7			7			7		7
	21 二級 建築施工管理技士（建築） *4		7																											7
	22 二級 建築施工管理技士（躯体） *4			7		7					7	7	7																	7
	2B 二級 建築施工管理技士（躯体）【附則第4条該当】*6			7		7					7	7	7																	7
	23 二級 建築施工管理技士（仕上げ）			7	7		7	7			7					7	7	7	7	7	7	7			7					
	27 一級 電気工事施工管理技士								7																					
	28 二級 電気工事施工管理技士								7																					
	29 一級 管工事施工管理技士									7																				
	30 二級 管工事施工管理技士									7																				
	31 一級 電気通信工事施工管理技士																							7						
	32 二級 電気通信工事施工管理技士																							7						
	33 一級 造園施工管理技士																								7					
	34 二級 造園施工管理技士																								7					
	建築士法 「建築士試験」 免許証	37 一級 建築士		7	7			7			7	7								7										
		38 二級 建築士		7	7			7			7										7									
		39 木造建築士			7																									
	技術士法 「技術士試験」 登録	41 建設・総合技術監理（建設） *5	7				7				7			7	7									7						7
		4A 建設・総合技術監理（建設）【附則第4条該当】*6	7				7				7			7	7									7						7
		42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） *5	7				7				7			7	7									7						7
		4B 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）【附則第4条該当】*6	7				7				7			7	7									7						7
		43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																							
		4C 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）【附則第4条該当】*6	7				7																							7
44 電気・電子・総合技術監理（電気・電子）									7														7							
45 機械・総合技術監理（機械）																							7							
46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											7												7							
47 上下水道・総合技術監理（上下水道）											7																			
48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											7																7		7	
49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7					7							7																
4D 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）【附則第4条該当】*6		7					7							7																7
50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									7					
51 林業「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7					7																		7					
5A 林業「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）【附則第4条該当】*6		7					7																		7					7
52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																	7			
54 衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																	7		7	

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
電気工事 免状 *2	55	第一種 電気工事士							7																				
	56	第二種 電気工事士 3年							7																				
	58	電気主任技術者(第1種~第3種) 5年							7																				
	59	電気通信主任技術者 5年																					7						
水道法 *3	免状	65	給水装置工事主任技術者 1年						7																				
消防法 免状	68	甲種消防設備士																										7	
	69	乙種消防設備士																										7	
職業能力 開発促進 法 一 技 能 検 定 一 書	57	とび・とび工				7																							7
	5B	とび・とび工【附則第4条該当】*6				7																							7
	64	型枠施工			7	7																							
	6B	型枠施工【附則第4条該当】*6			7	7																							7
	66	ウエルポイント施工				7																							
	6C	ウエルポイント施工【附則第4条該当】*6				7																							7
	67	路面標示施工																	7										
	70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)					7	7									7												
	71	建築大工			7																								
	72	左官				7																							
	73	コンクリート圧送施工					7																						
	7A	コンクリート圧送施工【附則第4条該当】*6					7																						7
	74	冷凍空調と機器施工・空調設備配管								7																			
	75	給排水衛生設備配管								7																			
	76	配管・配管工								7																			
	77	タイル張り・タイル張り工									7																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7			7																			
	80	石工・石材施工・石積み					7																						
	81	鉄工・製罐										7																	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工											7																
	83	工場板金																7											
	84	建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)						7										7											
	85	板金・板金工・打出し板金																	7										
	86	かわらぶき・スレート施工						7																					
	87	ガラス施工																	7										
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		7									
	89	建築塗装・建築塗装工																		7									
	90	金属塗装・金属塗装工																		7									
	91	噴霧塗装																		7									
	92	畳製作・畳工																			7								
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7								
	94	熱絶縁施工																				7							
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7	
	96	造園																									7		
	97	防水施工																		7									
98	さく井																										7		
※等級区分が 2級の場合は、 合格後3年 (平成15年 度以前の合格 者は1年)以上 の実務経験を 要する。	40	基礎ぐい工事				7																							
	60	解体工事																										7	
	61	地すべり防止工事 1年					7																			7			
	6A	地すべり防止工事【附則第4条該当】 1年 *6					7																			7		7	
	62	建築設備士 1年							7	7																			
	63	計装 1年							7	7																			
	36 *7	登録電気工事基幹技能者							7														7						
		登録橋梁基幹技能者					7					7																	
		登録造園基幹技能者																								7			
		登録コンクリート圧送基幹技能者					7																						
		登録防水基幹技能者																			7								
	登録トンネル基幹技能者					7																							
	登録建設塗装基幹技能者																			7									

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
36 *7	登録左官基幹技能者				7																								
	登録機械土工基幹技能者					7																							
	登録海上起重基幹技能者													7															
	登録PC基幹技能者					7						7																	
	登録鉄筋基幹技能者												7																
	登録圧接基幹技能者												7																
	登録型枠基幹技能者				7																								
	登録配管基幹技能者										7																		
	登録鳶・土工基幹技能者					7																							
	登録切断穿孔基幹技能者					7																							
	登録内装仕上工事基幹技能者																			7									
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7			
	登録エクステリア基幹技能者					7	7				7																		
	登録建築板金基幹技能者							7									7												
	登録外壁仕上基幹技能者				7														7	7									
	登録ダクト基幹技能者										7																		
	登録保温保冷基幹技能者																						7						
	登録グラウト基幹技能者					7																							
	登録冷凍空調基幹技能者										7																		
	登録運動施設基幹技能者					7								7											7				
	登録基礎工基幹技能者					7																							
	登録タイル張り基幹技能者											7																	
	登録標識・路面標示基幹技能者					7														7									
登録消火設備基幹技能者																											7		
登録建築大工基幹技能者				7																									
登録硝子工事基幹技能者																											7		
その他	99	建設業法施行規則第7条の3第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	9A	建設業法施行規則第7条の3第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当（経過措置用）*6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 【附則第4条該当】、（経過措置用）と記載のものは、解体工事業については、経過措置期間（平成28年6月1日～平成33年3月31日）に限り、技術者要件を満たす。
- * 7 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。

技術者有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 「9」…法第15条第2号イ該当

※法第15条第2号ロに該当するためには、一定の指導監督の実務経験が必要です。

■は指定建設業7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
0A	法第7条第2号 イ 該当（経過措置用）*6			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
0B	法第7条第2号 ロ 該当（経過措置用）*6			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業 「技術検定」 書	11 一級 建設機械施工技士	9				9							9																	
	1A 一級 建設機械施工技士【附則第4条該当】*6	9				9							9																9	
	12 二級 建設機械施工技士（第1種～第6種）					8																								
	1B 二級 建設機械施工技士（第1種～第6種）【附則第4条該当】*6					8																							8	
	13 一級 土木施工管理技士 *4	9				9	9				9	9	9			9											9		9	
	1C 一級 土木施工管理技士【附則第4条該当】*6	9				9	9				9	9	9			9											9		9	
	14 二級 土木施工管理技士（土木）*4					8	8								8												8		8	
	1D 二級 土木施工管理技士（土木）【附則第4条該当】*6					8	8								8												8		8	
	15 二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）																8													
	16 二級 土木施工管理技士（薬液注入）					8																								
	1E 二級 土木施工管理技士（薬液注入）【附則第4条該当】*6					8																							8	
	20 一級 建築施工管理技士 *4		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9			9			9	
	2A 一級 建築施工管理技士【附則第4条該当】*6		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9			9			9	
	21 二級 建築施工管理技士（建築）*4																												8	
	22 二級 建築施工管理技士（躯体）*4					8	8				8	8																	8	
	2B 二級 建築施工管理技士（躯体）【附則第4条該当】*6					8	8				8	8																	8	
	23 二級 建築施工管理技士（仕上げ）					8	8		8	8		8				8	8	8	8	8	8	8	8			8				
	27 一級 電気工事施工管理技士									9																				
	28 二級 電気工事施工管理技士																													
	29 一級 管工事施工管理技士									9																				
	30 二級 管工事施工管理技士																													
	31 一級 電気通信工事施工管理技士																							9						
	32 二級 電気通信工事施工管理技士																							8						
	33 一級 造園施工管理技士																								9					
	34 二級 造園施工管理技士																													
	建築士法 「建築士試験」 免許証	37 一級 建築士		9	9			9			9	9								9										
		38 二級 建築士			8			8			8									8										
		39 木造建築士			8																									
	技術士法 「技術士試験」 登録	41 建設・総合技術監理（建設）*5	9				9				9	9												9					9	
		4A 建設・総合技術監理（建設）【附則第4条該当】*6	9				9				9	9												9					9	
		42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）*5	9				9				9	9												9					9	
		4B 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）【附則第4条該当】*6	9				9				9	9												9					9	
		43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																							
		4C 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）【附則第4条該当】*6	9				9																						9	
44 電気・電子・総合技術監理（電気・電子）										9													9							
45 機械・総合技術監理（機械）																							9							
46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											9												9							
47 上下水道・総合技術監理（上下水道）											9																	9		
48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											9															9	9			
49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		9				9										9														
4D 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）【附則第4条該当】*6		9				9										9													9	
50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									9					
51 林業「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		9				9																			9					
5A 林業「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）【附則第4条該当】*6		9				9																			9				9	
52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											9																			
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										9																	9			
54 衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										9																	9	9		

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	登録左官基幹技能者				8																								
	登録機械土工基幹技能者					8																							
	登録海上起重基幹技能者														8														
	登録PC基幹技能者					8						8																	
	登録鉄筋基幹技能者											8																	
	登録圧接基幹技能者											8																	
	登録型枠基幹技能者			8																									
	登録配管基幹技能者																												
	登録薫・土工基幹技能者					8																							
	登録切断穿孔基幹技能者					8																							
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8									
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8			
36	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																		
*7	登録建築板金基幹技能者							8								8													
	登録外壁仕上基幹技能者					8											8	8											
	登録ダクト基幹技能者																												
	登録保温保冷基幹技能者																						8						
	登録グラウト基幹技能者					8																							
	登録冷凍空調基幹技能者																												
	登録運動施設基幹技能者					8																							
	登録基礎工基幹技能者					8																							
	登録タイル張り基幹技能者											8																	
	登録標識・路面標示基幹技能者					8												8											
	登録消火設備基幹技能者																											8	
	登録建築大工基幹技能者					8																							
	登録硝子工事基幹技能者																												
その他	99	建設業法施行規則第7条の3第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当				8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	9A	建設業法施行規則第7条の3第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当（経過措置用）*6				8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 【附則第4条該当】、（経過措置用）と記載のものは、解体工事業については、経過措置期間（平成28年6月1日～平成33年3月31日）に限り、技術者要件を満たす。
- * 7 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。